

# 規則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第五十七号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中

「免許の取消処分を受けたこと（該当するものを○で囲むこと。）  
1 ありません。 2 あります。  
2 のときは、処分理由及び処分年月日  
（

「免許の取消処分を受けたこと（該当するものを○で囲むこと  
1 ありません。 2 あります。  
2 のときは、処分理由及び処分年月日  
（

「  
麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者に該当すること（該  
囲むこと。）  
1 該当しません。 2 該当します。

。 )  
 )  
 )

に改める。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に、「失そう」を「失踪」に改める。

様式第十号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第四号及び様式第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に行われている製菓衛生師の免許の申請については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の製菓衛生師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。